

令和8年第3回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和8年9月18日（金）午前10時開議

日程第1	意見書案第5号の訂正の件	
日程第2	議案第41号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
	議案第43号	市道路線の認定について
	議案第44号	市道路線の変更について
日程第3	議案第45号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）
	議案第46号	令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第47号	令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第48号	令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第49号	令和8年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4	認定第1号	令和7年度取手市一般会計決算の認定について
日程第5	認定第2号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第3号	令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第4号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第5号	令和7年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第6号	令和7年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第7号	令和7年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第6	請願第16号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第7	意見書第5号	農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について
日程第8	意見書第6号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について
日程第9	議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件	

令和8年9月16日

取手市議会議長
山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 遠 山 智恵子

〃 〃 加 増 充 子

意見書案第5号の訂正請求について

9月8日に提出した「意見書案第5号 農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について」を下記のとおり訂正したため、取手市議会会議規則第19条第2項の規定により請求します。

記

意見書案第5号中「農家」を「米農家」に、「食べ物」を「米」に訂正

令和 8 年 9 月 9 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

総務文教常任委員会
委員長 小 堤 修

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 41 号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 45 号	令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）（所管事項）	原 案 可 決
認 定 第 7 号	令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について	認 定

令和 8 年 9 月 1 0 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 杉 山 尊 宣

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 4 2 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 4 5 号	令和 8 年度取手市一般会計補正予算(第 2 号)(所管事項)	原 案 可 決
議案第 4 7 号	令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決
議案第 4 8 号	令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決
議案第 4 9 号	令和 8 年度取手市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	原 案 可 決
認 定 第 3 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 4 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 5 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について	認 定

令和 8 年 9 月 1 1 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

建設経済常任委員会
委員長 入 江 洋 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 4 3 号	市道路線の認定について	原 案 可 決
議案第 4 4 号	市道路線の変更について	原 案 可 決
議案第 4 5 号	令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）（所管事項）	原 案 可 決
議案第 4 6 号	令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決
認 定 第 2 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について	認 定
認 定 第 6 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について	認 定

令和 8 年 9 月 1 6 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

一般会計予算・決算審査常任委員会
委員長 鈴木 三 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
認 定 第 1 号	令和 7 年度取手市一般会計決算の認定について	認 定

令和 8 年 9 月 9 日

取手市議会議長
山 野 井 隆 殿

総務文教常任委員会
委員長 小 堤 修

請願審査報告書

本委員会は、令和8年9月2日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件 名	審査結果	措 置
請願第16号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出

意見書案第6号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年9月18日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小 堤 修

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「3分類」にかかわらず、業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するためにも義務教育費国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

令和 8 年 9 月 2 日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 金 澤 克 仁

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第 4 5 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和 8 年度第 1 回市民との意見交換会における意見・要望
- 2 調査の経過 令和 8 年 6 月 1 8 日、8 月 2 7 日
- 3 意 見 別紙のとおり

【議会運営委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	市政を動かすための行動変革が必要。意見交換会の回答は、「いつもしっかりやっている」ことを言及するだけ、進歩がない。市民側も文句を言うだけで、当事者として行動する人は少ない。どうしたら本当に市政を動かせるのか、市民も議員も、もっと真剣に取り組む必要がある。	現在の意見交換会が、市民の皆様との間で真の議論や行動変革につながっていないというご指摘は、議会としても重く受け止めております。「いつもどおり」の維持ではなく、一歩踏み込んだ対話の場にするための改革が必要です。 市政の発展には、議員が真摯に課題に向き合うことはもちろん、市民の皆様が当事者として主体的に関わってくださることが不可欠です。今後は、単なる要望の場にとどまらず、双方が知恵を出し合えるよう引き続き努めてまいります。 議会が市民の真の代表として皆さまの御期待に応えられるよう、今後とも率直なご意見と積極的なご参加をお願い申し上げます。

令和8年9月9日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

総務文教常任委員会

委員長 小 堤 修

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和8年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和8年6月15日、7月29日、9月9日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	とりで未来創造プラン2024が、あと2年あるが、現在までの検証はしているのか。	「とりで未来創造プラン2024」を戦略的に推進していくため、PDCAサイクルマネジメントによる計画的な進捗管理を行っており、計画実施の効果検証を行うことで、プランの実効性を高めつつ、市民ニーズに対応した施策の展開を図っています。 進捗管理及び評価については、本計画では重点施策を積極的に推進していくために、「まちづくり指標」を設定しています。まちづくり指標の進捗状況については、毎年度、取手市総合計画審議会に報告し、効果検証を行っています。 また、次期計画策定の前年度には総合的な評価である「施策評価」を行うこととしており、令和8年度はそのタイミングに当たるため、計画に掲げた「重点施策（取り組みの柱）」の評価も実施するとしています。 議会といたしましては、次期計画の策定に向けた進捗管理や評価の状況を随時把握するとともに、市民への説明をしっかりと行うよう、市に求めてまいります。
2	防災で、井戸を各公園、小中学校に配置してはどうか。	【災害時の水の確保について】 本市における災害時の水の確保につきましては、計画的な備蓄に加え、市内4か所（取手市役所、とがしら公園、旧小文間小学校、北浦川緑地）への「耐震性貯水槽」の設置や、市内28か所の個人の所有者様のご協力の下「災害時協力井戸」としてご登録をいただき、災害時に備える体制を構築しているとのことです。 【公園への防災用井戸設置について】 市内公園においては、北浦川緑地と、とがしら公園に防災担当課である安全安心対策課所管の耐震性貯水槽が設置されており、地震などの災害時には生活用水を一定量確保し、地域の防災に貢献している状況となっています。 その他の公園への防災用井戸の新設に当たっては、各公園の特性に応じた維持管理及び運用の課題等もあることから、安全安心対策課と協議する必要があるとしています。 【小中学校への防災用井戸設置について】 市内小中学校においては、現在、取手小学校に井戸が設置されており、主に校庭の散水用に利用されており、災害時、断水等が発生した際には生活用水としての利用が可能となっています。 また、市内の多くの学校では、受水槽に蛇口を付設したり、高架水槽の水を活用することで、災害停電時も残存分は活用できるようになっています。 小中学校への井戸の設置に当たっては、平時における各学校での需要や活用の余地と、災害時にどのような用途に活用するかというニーズの両面を踏まえながら調査していきたいと考えているとの回答がありました。

		議会といたしましては、「令和8年熊本地震」を受けて、災害時の水の確保の重要性を再認識しております。そのため、現状での水の確保策について、以下のことを追加調査・確認しました。 ・廃校となっている旧小文間小学校・旧戸頭西小学校の避難所においても、飲水可能な水道があること。 ・耐震性貯水槽4か所の容量は、それぞれ10万リットルで、合計40万リットルあること。 ・市内28か所の個人の災害時協力井戸は、停電時を考慮し発電機を貸与するなどの対応をしていること。 これらの災害時における水の確保体制の一層の充実を、引き続き市に求めてまいります。
3	戸頭9丁目北地区において、土日・祭日・夕方 千葉方面へ帰る車の速度が危険、対策を講じてほしい。	戸頭9丁目北地区において、千葉方面へ向かう車両等が速度を落とさずに抜け道として利用することへの対策として、まず交通規制につきましては警察の所管となるため、管轄の警察署に対して「居住者以外の進入禁止」等の交通規制や、速度超過車両に対する交通取締りの強化について要望書を提出していくとしています。 次に、市としましては、運転者に対して注意喚起を促すため、視認性の高い路面標示や看板の設置について検討していくとのことです。また、令和8年9月1日より、生活道路における法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられたことから、周知を図ってまいりたいと考えています。 議会といたしましては、地域の実情を踏まえた実効性の高い交通安全対策の早期実現を、引き続き市に求めてまいります。
4	FUYOU アリーナ藤代をウキウキワクワクドキドキ、そしてより安息の場に変革する提案。	FUYOUアリーナ藤代内の維持管理については、敷地内全体の草刈、野球場・多目的広場・ピクニック広場の芝刈及び樹木の剪定を定期的に行っています。 ご提案いただきました内容につきましては、スポーツ施設以外の部分についても多くのご提案をいただいておりますので、今後の運営及び維持管理等の参考とさせていただくとのことです。 また、FUYOUアリーナ藤代の北側は小貝川と隣接しており、河川敷を含めた自然豊かな立地条件を備えておりますので、休館日は河川敷の散策等の際にピクニック広場をご利用いただければと考えているとの回答がありました。 議会といたしましても、FUYOUアリーナ藤代がより多くの皆様に親しまれる施設となるよう、今後の運営状況を引き続き注視してまいります。

令和 8 年 9 月 1 4 日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

福 祉 厚 生 常 任 委 員 会

委員長 杉 山 尊 宣

委 員 会 中 間 報 告 書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第 4 5 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和 8 年度第 1 回市民との意見交換会における意見・要望に関する当
委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和 8 年 6 月 1 6 日、 7 月 2 7 日、 9 月 1 0 日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	単身の高齢者が増えているが、市の取組はあるか。	〈執行部の報告〉 高齢福祉課では、独り暮らし高齢者への支援事業として、突発的な急病や事故、災害等の緊急事態への備えに緊急通報装置を貸与する「緊急通報システム事業」、身体的な理由から毎日の調理や買い物が困難な方に対して夕食のお弁当を届けながら安否確認を行う「配食サービス事業」、地域包括支援センター職員からの架電によって高齢者の様子を伺う「あんしんコール」、介護保険等のサービスを使用していない、身体が虚弱であったり閉じこもりがちで孤立した独り暮らしの高齢者宅を訪問して手渡して乳酸菌飲料を配布する「愛の定期便事業」があります。 今後も高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでまいります。 〈議会の回答〉 議会としても、当事者の皆様が置かれている状況をしっかりと把握し、高齢者支援のさらなる拡充を求めていると考えております。

2	福祉に興味をもってほしい。 ・精神障がい者の医療負担が大きい。 ・認知症になる原因の一つとして、難聴がある。他の自治体のように補聴器補助をお願いしたい。	〈執行部の報告〉 精神障害者保健福祉手帳の交付の有無に関わらず、精神通院の医療費の負担を軽減する制度として「自立支援医療（精神通院）」があります。 原則、医療機関等の窓口における保険適用となる医療費の自己負担が1割負担（被保護者は負担なし）となり、世帯の所得により月の自己負担の上限額（2,500円から20,000円）が設定されるため、上限額以上の負担はありません。 給付については、茨城県が診断書の内容を審査し認定します。 精神障がい者の精神通院の医療費は自立支援医療（精神通院）を受けていただくことで負担を軽減することができます。制度を知っていただくために市ホームページでの周知や窓口、電話でのお問い合わせ時の案内、障害者手帳交付時に障害福祉の制度について説明を行っているところですが、今後も丁寧な対応に努めてまいります。 補聴器によって聞こえを補うことで、認知症の予防、生活の質の改善が期待できますが、補聴器は、一人一人の生活環境に合わせて適切に調整すべき繊細な医療機器です。そのため、購入後も適切な管理や調整が必要となることから、他自治体の状況を確認しながら購入後の再補助も含めた補助制度について研究していきたいと考えます。 〈議会の回答〉 議会として、精神障害支援や補聴器の補助について調査研究を進め、必要に応じて、市や県に働きかけていきたいと考えております。
---	--	---

令和 8 年 9 月 1 1 日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

建設経済常任委員会

委員長 入 江 洋 一

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第 4 5 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和 8 年度第 1 回市民との意見交換会における意見・要望に関する当
委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和 8 年 6 月 1 7 日、7 月 3 1 日、9 月 1 1 日
- 3 意 見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	・外国人のごみを捨てるマナーを徹底してほしい。（アパートの管理会社、日本語学校）	現在、市としては、外国人住民へのごみ出しに関するマナーの周知は必要な事項と認識しており、ごみの出し方と分け方について、5か国語におよぶ案内や「やさしいにほんご」による案内を市ホームページへ掲載しているほか、地域からの要望に基づき、ごみ集積所用の外国人住民向けのごみ分別看板を配布しています。 また、令和7年度には市内の日本語学校において、庁内各課等と合同で講座を開催し、ごみの分別の説明や外国語版案内文を配付し、理解促進を図りました。令和8年度においても、同様の周知活動の実施を予定しています。 今後とも、外国人住民に対するごみ出しルールの定着に向けて、市は粘り強く取り組んでいくとしています。 議会といたしましても、外国人住民へのごみ出しマナーの周知・徹底や、生徒が入れ替わる都度の説明会の回数を増やす取組を、市に求めてまいります。
2	・市政に関する情報伝達（黄色いごみ袋等に関する周知）について。 ・ごみカレンダーやごみ袋が届かない。業者選定を慎重に。	1 市政に関する情報伝達（黄色いごみ袋等に関する周知）について 市では、新ルールの開始に当たり、ごみ分別収集カレンダーへの掲載をはじめ、広報紙やホームページ、メールマガジンや公式LINEによる定期的なプッシュ通知など、様々な媒体を活用して広報に努めてきました。 議会といたしましても今後も、粘り強く丁寧な情報発信に努め、新ルールの定着を図っていくことを求めてまいります。 2 ごみ分別収集カレンダーの配布について ごみ分別収集カレンダーの配布につきましては、毎年、ポスティング業務により新年度開始前までに全戸配布を実施しておりますが、令和8年度分の一部世帯への未達を確認したとのこと。未達に対しては再配達を行うなど丁寧な対応に努めましたが、議会といたしましても、市民の皆様にご不便をおかけした状況を真摯に受け止めているところです。 今後の対策としましては、ごみ分別収集カレンダーの配布は市民生活を支える重要な業務であることから、市は確実な配達が行われるよう業者選定を含めて、配送体制の精査を進めていくとしています。

		3 不燃ごみ専用袋（黄色）の配布について 令和7年11月から12月にかけて常総環境センターによる業者委託の下、黄色い専用袋の全戸配布が行われましたが、一部の世帯で未達が発生しました。常総環境センターでも、再配達の対応が実施されましたが、対応期間終了後は、市といたしましても、あらかじめ預かっていた専用袋を窓口で配布するサポート体制を組むとともに、常総環境センターへ情報共有いたしました。常総環境センターからは、今後とも緊密に連携し、適切な対応に努めていくとの回答がありました。 議会といたしましても、ごみ分別収集カレンダーや不燃ごみ専用袋の確実な配布が行われるよう、市に提言してまいりましたが、引き続き注視してまいります。
3	・ごみに関するアンケート結果は公表されているのか。	ご質問の「アンケート」に関連する直近の主な調査といたしましては、令和5年8月から令和6年7月にかけて「家庭ごみ排出量実態調査」を実施いたしました。 これは、市民の皆様から募集した「ごみ減量モニター」のご協力の下、1年間にわたり毎月のごみの排出量を計測いただいたものです。家庭ごみの実態把握や今後の減量化施策に必要なデータを収集することができ、その詳細な結果報告書をは、現在、市ホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。
4	・下高井水砂地区の冠水・雨水整備をしてほしい。	長期にわたり下高井地区にお住まいの方々にご心労をおかけしている状況を鑑み、市としては冠水や浸水の根本的解消に向けて、令和5年度より事業を開始し、令和6年度から7年度にかけて下高井地区広域の冠水の解消を図ることを目的として、流末整備を含めた全体整備計画を作成し検証を行ったとのことことです。 その結果、流末整備を含めた全体整備計画を推進していくに当たり、事業規模が大規模であり、また、雨水幹線の整備には取手地方広域下水道組合との事業調整を進めていく必要があることから、冠水が解消されるまでには、相当な期間が必要であると想定されます。そのような点を踏まえ、市民の方からの要望に対して、迅速に対応する施策が必要であると考え、既存排水施設である調整池を有効活用した排水整備を進めていき、令和8年度は、調整池の貯留能力を把握し雨水排水機能向上を図るための排水整備計画を作成、令和9年度に工事着手できるよう進めていきたいとしています。 議会といたしましても、下高井水砂地区の冠水対策が早期に実現するよう、事業の進捗を引き続き注視してまいります。